

「ウトロで生きる、ウトロで出会う」
～差別と歴史問題を乗り越えた力～

熊本学園大学水俣学研究センター公開講座

2023年10月24日

1. 戦争と植民地支配を背景に生まれたウトロ地区

1) 「京都飛行場」の建設

- ・ 1939年逓信省、全国五ヶ所を選びそこに国営航空乗員養成所並びに付属飛行場の建設を計画
- ・ 1940年京都府、京都飛行場起工式（4月16日）。
「昭和十五年三月本格的な買収が行われ、同年四月からいよいよ工事が開始されると日々2,000名の労働者を動員し、「近鉄大久保駅と伊勢田駅の間の丘陵地(現陸上自衛隊大久保駐屯地)を切り開き、そこから飛行場まで十数条の線路を敷設して土砂を搬出した。…また労働者の主力は朝鮮人で芝張りには付近の女性が雇われて植付けたと言う。」(久御山町史第四章)

2) 朝鮮人の渡日と京都飛行場建設への流入

- ・ 1910年の「韓国併合」以降、日本の朝鮮に対する植民地政策により、「日本のための開発」を押し付けた結果、多くの人々は生活基盤を奪われ生活の糧を求めて日本に渡ってこざるをえなくなった。

「産米増殖計画」の本質（数値は各年代別の年平均）

年代	朝鮮の米生産高	対日輸出高	朝鮮人1人当り米消費高	同指数	日本人1人当り米消費高	同指数
1915～19	1398万石	193万石	0.71石	100	1.12石	100
20～24	1442	330	0.64	90	1.13	101
25～29	1482	585	0.51	72	1.12	100
30～36	1684	816	0.43	60	1.08	96

梶村秀樹「朝鮮史その発展」2007より

「その華やかなる進歩の裏面に尚暗い憂鬱な半面のひそむことも亦否めなかった。農業生産力の著しき発展の裏に尚農民の窮乏を、工業の躍進の裏に失業者群の発生を、そしてこれら窮乏せる農民労働者の大量的内地渡来を免れ得なかったのである。」「そしてこの半面の現状はどうであるかを理解することなしに、我々は内地における朝鮮人問題全般の基因を把握しえないのである。」

『市内在住朝鮮出身者に関する調査』第41号（京都市社会課 1937年）

「稲が黄色くなり刈り入れが始まるころ、全部借金の代わりに取られてしまいました。そのころ何人もの人が風呂敷包みを持って、泣きながらどこかに行くのを見ました。その一年後、行方不明だった父が日本から帰って来ました。小さな家を処分して日本までの旅費を工面して、私たち家族もまるで夜逃げみたいに村を出ました。」(文光子談 1920年生)

「たいていは日本の会社土地を買ってしまうので、朝鮮人は小作にならざるをえなかった。小作になると収穫の半分は地主の日本人に渡した。田畑を続けるにも肥料を買うお金が無くて困っていると、日本人の金貸し業者が朝鮮人に金を貸し付け、その利息も払わされる。結局日本人は、朝鮮人の田畑を買い上げて、小作をさせて、借金もさせて、その借金の保証人には朝鮮人をたてさせるので、何人もの保証人になって家をつぶした朝鮮人も多い。日本人は何も損しない。朝鮮人に対してひどい商売をしていた。金の返却は年を越しては許されなかったから、親戚や知人から金をかき集めては返していた。何年かそんなことをしても、結局友人や知人への借金が返せず、夜逃げした人も多い。本当に貧しい生活。朝鮮人の暮らしは、日本人の家に居る犬よりももっとひどかった。」(崔仲圭談 1916年1月23日生)

※1939年から労務動員という形でいわゆる「朝鮮人強制連行」が始まるが、京都飛行場の建設事業では朝鮮半島からの直接の「連行」はなかった。しかし、この崔仲圭さんは「強制連行」によって日本に連れてこられ、戦後にウトロに移って来た。

・ 京都飛行場建設への流入「仕事も住むところもある」「徴用免除」

「大東亜」戦争始まったら朝鮮には若い人いない。弟も九州の炭鉱へ引っ張って来られた。徴用や。戦争がきつくなって兵隊は朝鮮からも取っていた。兵隊検査があった。日本の国内やったら命は残るけど、徴兵されて外国へ引っ張って行かれたら死んで来るわけ。戦争はどんどん酷くなる。徴用されたら危ないなと思って、そんでワシは竹中組に入った。この大久保の飛行場、日本国際航空工業で本格的に仕事がでたのは、昭和16(1941)年ぐらいから。(金壬生談)

徴用にとられた人の子どもたちがとても苦しんでいるのを近所で見ただけでも、だから、もしまた出頭命令が来たらどうしようかと思って本当に心配だったんです。そんな時に徴用に行かなくていいという仕事の話を知りました。それは人夫募集です。昭和16(1941)年のはじめごろだと思いますが、京都飛行場の工事は国の仕事だから徴用には絶対にとられない、安心だ。家はちゃんとあてがってくれるし、家族みんなで住めるし、配給もたくさんくれるからと、とてもいい条件を係の人は言いました。(文光子談)

2. 戦後のウトロ地区での生活～差別と貧困の中で

1) 米軍による接収と大久保キャンプの設置、その後自衛隊の駐屯地

2) 飛行場建設の中断と朝鮮人労働者の失業

(1945年8月15日は)家から飛び出して喜んでる人もたくさんおったけど、私は正直、喜ぶとかの気持ちなかったな。20歳そこらやからわからへん。確かに解除になって(戦争が終わって)よかったと思うたけど、食うていくのが精いっぱいなのに。うちら嫁に来る前は腹減ったりはしいひんかった。親のおかげでそんなことはなかった。それがこっち(ウト

ロ) 来てからは一日一合とかでお粥炊いて食うたり。それもなくなるちゅうねん。(姜景南談/1925年生)

3) ウトロ地区における民族教育

- ・ ウトロ地区の飯場に久世初等学院(国語講習所)が開設
ウトロ地区の民族学校の開校時期について、「京都民族教育解放後の足跡(略年表)文責・黄鎮益」(『同胞と社会科学』第5号、1989年)では、1945年9月ごろとされている。
- ・ 1949年、GHQと日本政府による学校閉鎖令に伴い強制閉鎖
- ・ その後、近隣の公立小倉小学校内で民族学級を設置
- ・ 民族学級の卒業証書問題と外国人登録問題

ウトロ民が大挙押し寄せ…小倉校で民族教育を施している朝鮮学生に卒業証書を出すように取り計らえ、貧困者には登録の写真代を出せなどを要求、…円満に両者間の解決がつき午後3時からウトロ600名が市内6箇所受付で続々と登録を開始。予想されていた紛争も起こらず…

(「ウトロも円満に登録、宇治市の外人登録好調75%」新宇治1952年10月29日)

4) 劣悪な生活環境と立ち退き問題

- ・ 学校でのいじめ、就職・入居差別、社会保険制度からの排除
- ・ 生活保護率20%(宇治市1%) → 年金受給率8%(宇治市90%)
- ・ 上水道+地下水47%、下水道、都市ガス 無、床下浸水 66.2%

2008年3月26日 ウトロ地区住環境改善検討協議会

- ・ 1988年ウトロ地区上水道整備、宇治市は1960年代に整備
*民有地問題：軍需会社の日本国際航空工業から日産車体へ

3. ウトロを守るたたかい～地元支援と国際連帯

1) 土地の売却と立ち退き訴訟

日産車体、住民たちの知らないところでウトロの土地を売却(1987年)、それと同時に水道埋設許可が提出され水道が整備される(1988年)。

1989年にウトロ地区の所有者となった、西日本殖産が立ち退き裁判を提訴。

2) ウトロを支え続けた日本人支援者

1986年 「ウトロ地区水道敷設を要望する市民の会」結成

ウトロ地区井戸水生活、全市民の恥、住民シンポで問う

1987年2月20日『朝日新聞』

- 1989年 「地上げ反対！ウトロを守る会」結成
- 1998年 京都地裁、住民敗訴判決
 相手が法律ふりかざしてくるんなら、私ら人道で勝つ。60才過ぎて昔でいえばおばあさんやろうけど、引っ込んでられへんよ。若い者に私らの代の難儀は、渡されへん。私らの代で終わりにせなあかん思っって頑張る。(住民談)
- 2000年 最高裁、住民敗訴決定
- 2001年 国連社会権規約委員会、ウトロ問題に対する是正勧告
- 2002年 「われら、住んでたたかう！ウトロ団結集会」オモニの歌採択
 今まで「陸の孤島」には誰も入ってこんかったけど、裁判であっちこっちから支援が来るようになった。これまで日本人を恨みながら生きてきたけど、あんたらのおかげで恨んだまま死んで済むわ……。 (姜景南談)

3) 韓国市民社会の合流

- 2004年9月、韓国春川での居住問題国際会議でウトロ問題を訴える
- 2005年2月、韓国NGO地球村同胞連帯(KIN)ウトロ現地調査
- 2005年4月、ウトロ国際対策会議発足

確かにウトロは戦後責任、歴史認識の問題だけど、今は募金活動を通じて韓国政府を動かしたい。過去と経済援助と引き換えに、韓国は条約を結んだけど、その援助は在日にまったく役に立っていなかった。そのことに無自覚だった社会の一員として、何もしないわけにはいかない。募金は政府がやるべきことを私達民間がやることで、政府に貸しを作ることだと思っている。
 (ペ・ジウォン談)

- ・若い世代のNGO活動家による精力的な活動
- ・インターネットを活用、著名人も参加する広範な活動
- ・市民15万人が参加(約6,000万円)、韓国政府を動かす

- 2005年5月 「ウトロ街づくり計画書」作成、祈念館構想提示
- 2007年12月 韓国国会、ウトロ支援金30億ウォンを可決

4. 新しいまちづくりとウトロ平和祈念館

1) ウトロ地区新しいまちづくり

- 2007年11月 府と市が連名で、国土交通大臣あてに街づくりの要望書
- 2008年1月から「抵抗の看板」は順次撤去、「共生の看板」を設置
- 2009年5月 一般財団法人ウトロ民間基金財団設立

2010年5月 市民募金による土地買取契約（民間基金財団）

2016年6月 ウトロ地区での住宅除却工事が始まる

2) 出会いと学びの場へ

ウトロ地区年間見学者約1,000名（韓国500/日本300/在日200）

2015年9月 韓国人気バラエティー番組「無限挑戦」でウトロが紹介

2017年と18年、韓国セウォル号事件生存学生らがウトロで交流

- ・ 近隣の学校機関などでの在日コリアンをテーマした人権学習
- ・ さまざまな教員研修や企業研修、多くの市民団体などが訪問
- ・ 在日学生たち、「悲しい歴史」から「財産としての歴史」

3) ウトロ平和祈念館建設と「小さな統一」

- ・ さまざまな「分断」に苦しんだ在日一世たち
- ・ 差別と歴史問題を乗り越えた力
- ・ 「ウトロに生きる ウトロで出会う」

5. ウトロ地区放火事件

1) 放火事件による被害

- ・ 2021年8月30日（月）16時ごろに大きな火柱が上がる
- ・ 周辺は未整備地区、老朽化した空き家、建物の横にはガスボンベ
- ・ 被害物件7棟、うち2棟が民家で小学生も居住
- ・ ウトロ地区の立て看板が焼失

2) 放火事件への対応

- ・ 漏電による失火から、放火事件の再調査
- ・ 市民集会や記者会見、様々な場面で訴え

「二度とこのような事件が起こらないように警察には犯行動機を含む事件の全容解明のための徹底した捜査を求めるとともに、日本政府・自治体がヘイトクライムを許さないという姿勢を明確にしていきたい」（一般財団法人ウトロ民間基金財団声明抜粋）

- ・ 09年、京都の朝鮮学校でのヘイトクライム事件の経験

本件学校に多数の児童が在籍していることを認識しながら行われたことが明らかであり、不穏当な行為というほかなく、それによって本件学校の授業が妨害された結果も重大である。

(京都地裁 2011 年 4 月 1 日判決)

3) 放火事件に対する社会の反応

- ・ヘイトクライムは許されないという社会の認識

- ・ヘイト被害者の訴えと、社会の前進、メディアの姿勢

「京都、徳島など初期の法的応戦の数々。ヘイト解消法の決定打を打つにとどまらず刑事罰条例を成立させ、「川崎モデル」を全国に発信している川崎——。それらの闘いは反ヘイトの思いに連なり、書くことで応答しようとする記者たちを生み出してきた」「記者たちが介入、持ち場を跨いで連携し、被告や学識者、当局の取材を分担した。その結果が厚みある報道の数々だった。企業体力の弱体化が背景にあるが、反戦、反差別に垣根は不要なのだ。これは今後の取材モデルになるだろう」(月刊イオ 22 年 10 月号、中村いるそん)

- ・宇治市長答弁、「決して許される行為ではない」

「いわゆるヘイトクライムについては、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪意識に基づく犯罪行為で、決して許される行為ではない。宇治市として市民一人一人が人種・民族・国籍など異なる文化や考え方を理解し、お互いの人権を尊重しあえる社会の実現を目指す」(宇治市議会 3 月定例議会、22 年 2 月 24 日)

4) ウトロ放火事件の判決

「加えて、地域住民にとっての活動拠点が失われ、その象徴とされる立て看板等の史料が焼失するなどしており、被害者らが被った財産的損害のみならず精神的苦痛等も大きいものとうかがわれ、その処罰感情が極めて厳しいのも当然といえる。」

「韓国学校に通う子どもらや保護者を含む関係者に与えた不安感等も軽視できず、被害者らの処罰感情は厳しい。」

「上記の動機は、主として、在日韓国・朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づく、誠に独善的かつ身勝手なものであって、およそ酌むべき点はない。

被害の発生を顧みることなく放火や損壊といった暴力的な手段に訴えることで、社会の不安をあおって世論を喚起するとか、自己の意に沿わない展示や施設の開設を阻止するなどといった目的を達しようとすることは、民主主義社会において到底許容されるものではない。」

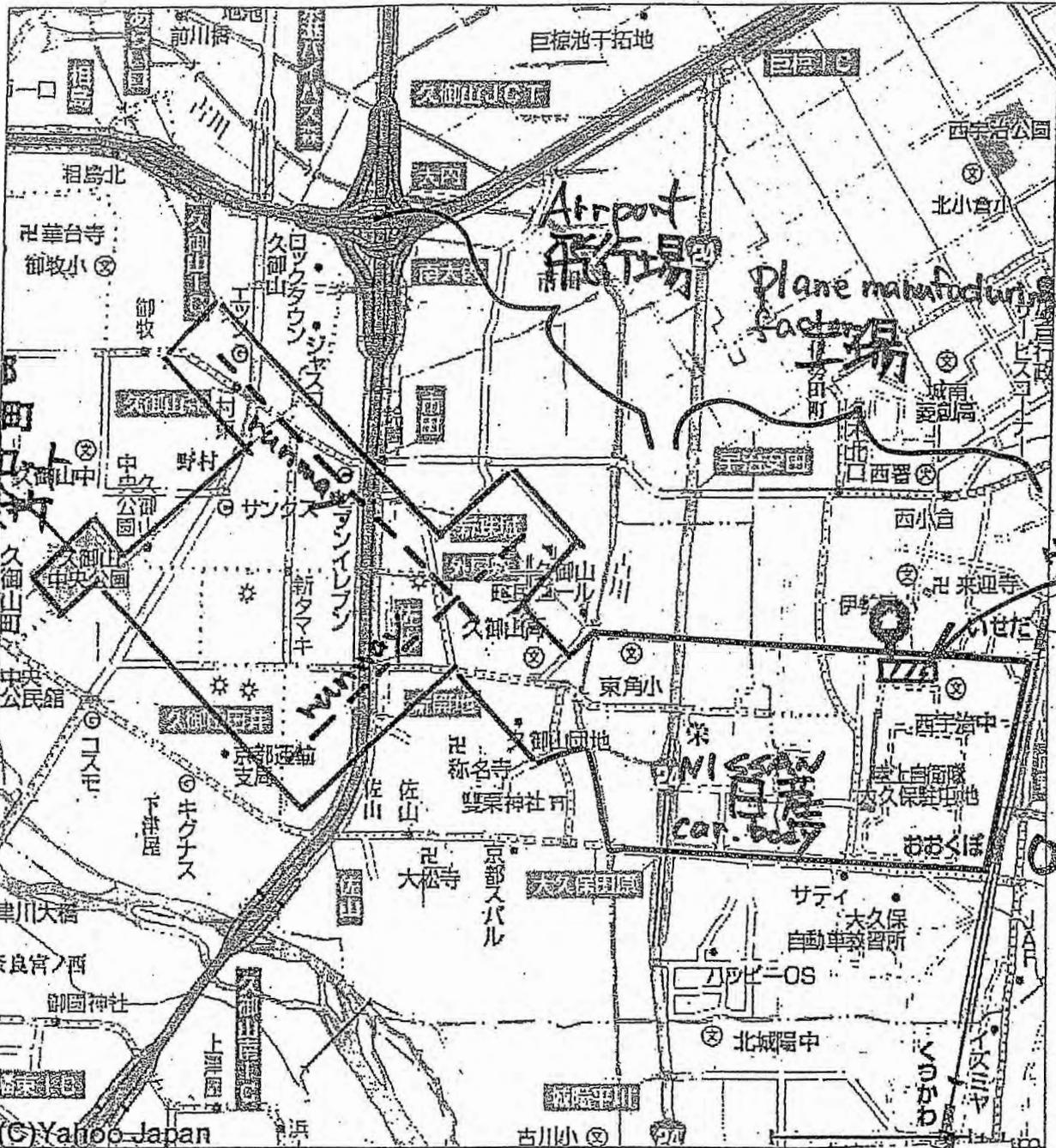
「これらの犯情等によると、被告人の刑事責任にはかなり重いものがある。」(京都地裁 2022 年 8 月 30 日判決)

- ・検察の論告よりも踏み込んだ判決文

- ・被害者の声を法廷に届けた弁護団

むすび) ウトロ平和祈念館が目指すもの

1938-12	逋信省、全国五か所に飛行場及び乗員養成所建設を発表
1939-11	陸軍の要請により飛行機製造会社、国際工業設立 (後に日本国際航空工業、終戦後は日国工業)
1940-01	京都府の誘致により京都飛行場(乗員養成所・飛行機製造工場)用地決定
1943 ごろ	現在のウトロ地区に飯場(労働者の寄宿舍)が作られる
1945-08	終戦によって飛行場建設中断、約 1300 人の朝鮮人労働者は放置される
1945-09	連合軍司令部(GHQ)日本国際航空工業を接收
1945-09	ウトロに朝鮮人学校(朝連久世学院)が設置される
1949-10	日本政府の弾圧によってウトロ朝鮮人学校が閉鎖
1952	日本の警察が 2 回に渡ってウトロで大規模な強制調査
1953-09	台風による大きな浸水被害が発生
1957-02	陸上自衛隊大久保駐屯部隊が発足(ウトロ地区と隣接)
1962-01	新日国工業、日産車体へ社名変更
1962-07	旧日国工業、ウトロ地区を整理しないまま日産車体へ吸収
1987-03	日産車体がウトロの土地を第三者に転売
1988-10	日本人支援者と共に「第一回ウトロまちづくりの集い」開催
1989-02	西日本殖産が「建物住居土地明け渡し」訴訟提起
1989-03	京都地裁で初公判、「ウトロを守る会」結成
1993-03	米ニューヨークタイムズ紙にウトロ問題の意見広告掲載
1998-01	京都地裁ウトロ住民敗訴判決、高裁に控訴
2000-11	最高裁控訴棄却決定、ウトロ住民敗訴確定
2001-07	国連社会権規約委員会、ウトロ問題に対する懸念と差別是正を勧告
2002-06	「ウトロを広げる会」発足
2004-08	ウトロを守る緊急行動「ヒューマンチェーン」開催
2004-09	韓国「日中韓居住問題国際会議」でウトロ問題を訴える
2005-02	韓国の NGO、KIN(地球村同胞青年連帯)ウトロ実態調査
2005-04	「歴史清算!居住権保障!ウトロ国際対策会議」発足
2005-07	国連特別報告官ドウドゥディエン氏ウトロ訪問
2007-10	韓国ウトロ国際対策会議がウトロに 6,000 万円送金
2007-11	匿名の在日一世より現金 4,000 万円寄付
2007-12	韓国国会ウトロ 30 億ウォン支援決定(当時 3 億 8 千万円)
2007-12	国・府・市による「ウトロ地区住環境改善検討協議会」発足
2010-05	ウトロ民間基金財団、ウトロの土地を 1 億 2 千万円で約 830 坪買い取り
2011-02	韓国政府財団、ウトロの土地を 1 億 8 千万円で約 1,152 坪買取
2012-03	対策会議・美しい財団、記念館建設基金伝達及び記者会見
2016-06	ウトロ市営住宅第 1 期工事(40 世帯分)開始
2018-01	ウトロ市営住宅第 1 期完成、40 世帯入居
2022-04	ウトロ平和祈念館開館



Pilot training school.

パイロット養成校

Airport 飛行場

Plane manufacturing factory 工場

Nissan 日産 car body

Kyoto

Utoro district

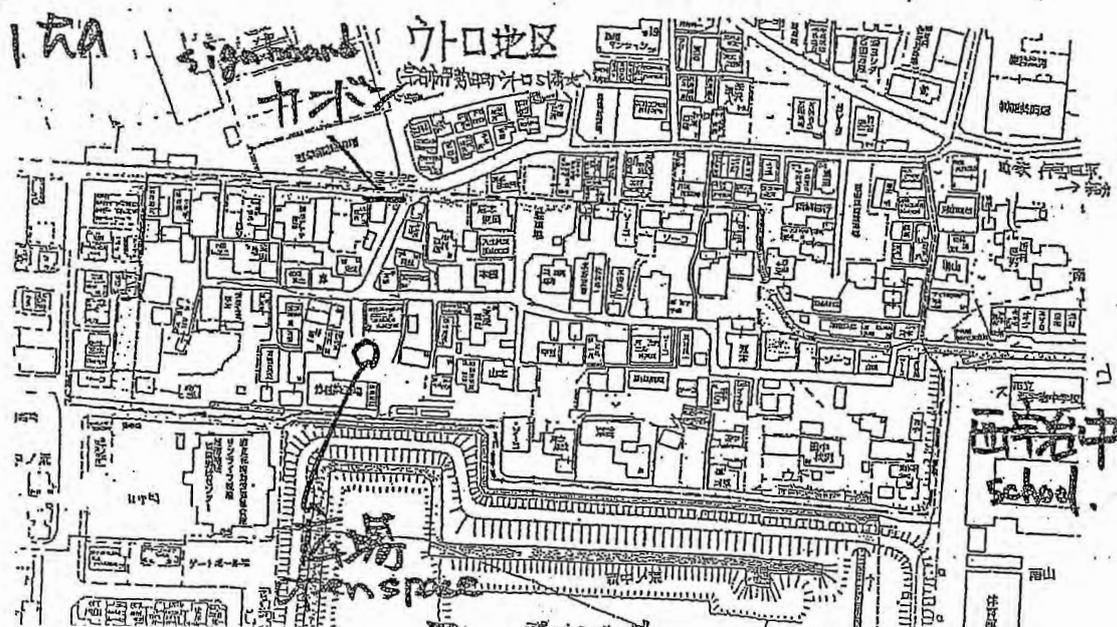
Okubo St.

N

ウトロ

約2.1km

ウトロ地区



ISEDA St.

School